

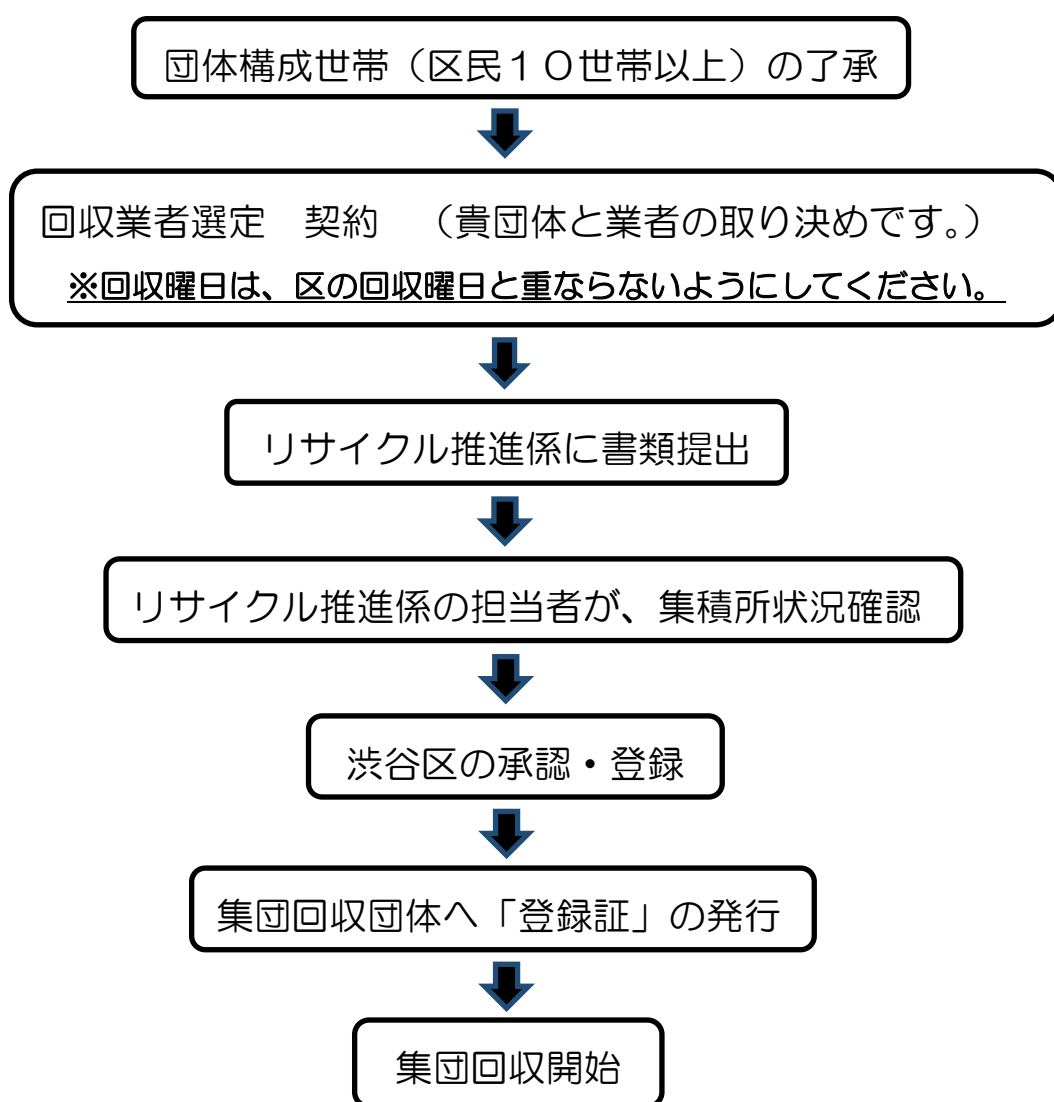
集団回収団体登録までの流れ

町会、自治会、地域グループ、学校PTA、集合住宅管理組合など区民10世帯以上で構成する団体

消費者団体・女性団体等同一の目的を持った住民が構成する団体で区民10世帯以上で構成する団体

上記に該当する団体が集団回収に登録できます。

【登録までの流れ】



* 書類提出後から集団回収開始までは、現地確認と清掃事務所に資源回収の中止を依頼するため、1か月程の期間をおいてください。

* 集団回収の回収曜日は、区の回収曜日と重ならないよう契約をしてください。

集団回収団体登録申請書類について

1 集団回収団体登録申請書

必要事項を記入してください。

※活動開始日は、申請日から1か月程の期間をおいてください。

※集団回収日は、区の資源回収曜日と重ならないようお願いします。

2 集団回収団体構成世帯名簿

団体構成世帯を10世帯（渋谷区に住民票がある世帯）以上ご記入ください。

マンション等で、個人情報の関係上名簿作成が難しい場合は、下記問合せ先へご相談ください。

※集団回収関係事務以外には一切使用いたしません。

3 支払金口座振替依頼書

区が支給する報奨金は「口座振込」となり、毎年3月と9月に指定された口座に振込みます。

4 回収業者について

区が指定、紹介する業者はございません。区に登録のない業者との契約も可能です。登録のない業者には、「業者登録」をしていただきますので、ご連絡ください。

問い合わせ先

〒150-0002

渋谷区渋谷 1-2-17 渋谷区役所美竹分庁舎

清掃リサイクル課リサイクル推進係

電話03-5467-4073

集団回収団体登録申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

団 体 名
代表者 住所
氏名

使用印鑑

リサイクル推進のため集団回収活動を行いますので、下記のとおり登録を申請します。 (注)1
記

1 団 体 名			
2 代 表 者	住所		
	氏名	電話	()
3 担 当 者	住所		
	氏名	電話	()
4 団体構成世帯 (注)2	世帯		
5 取 扱 品 目	該当するものを○で囲んでください。 ①新聞 ②雑誌 ③段ボール ④紙パック ⑤その他の紙類 ⑥布類 ⑦鉄類 ⑧アルミ類 ⑨その他の金属類 ⑩生きびん ⑪カレット ⑫その他 ()		
6 回収開始月日	年 月 日から		
7 回収予定回数	月 回		
8 回 収 日	毎月・毎週 曜日 又は 毎月 日		
9 集 荷 場 所	個所		
10 保 管 場 所	個所 (場所の種類:)		
11 資源回収業者	名 称		名 称
	住 所		住 所
	電 話		電 話
	品 目		品 目
12 郵送・連絡先	代表者 ・ 担当者		
13 公表等の可否 (注)3	可 ・ 否		

(注) 1 使用印鑑欄には、資源回収実績報告書、支払金口座振替依頼書等に使用する印鑑を明瞭に押印してください。

2 「4 団体構成世帯」については、構成世帯の名簿添付のこと(名簿の添付が難しい場合は構成世帯の意思決定で集団回収を実施することがわかるもの)

3 「12 公表等の可否」の欄には、団体名、代表者名、電話番号などを渋谷区がPR冊子などに掲載することや区民からの問い合わせに対し紹介することの可否について、希望する方に○を記入してください。

支払金口座振替依頼書

集団回収団体の報奨金を下記の口座に振り込んでください。

年 月 日

渋谷区長 殿

団 体 名

代表者住所

氏 名

㊞

電話番号 ()

記

金融機関名	本・支店名	預金の種類	口座番号
銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店	1.普通預金 2.当座預金	
口座名義人	(フリガナ) ----- (氏名)	住所	

集團回収団体構成世帯名簿

年 月 日

団 体 名

代 表 者 名

No.	氏 名	住 所	電 話
1			()
2			()
3			()
4			()
5			()
6			()
7			()
8			()
9			()
10			()
11			()
12			()
13			()
14			()
15			()
16			()
17			()
18			()
19			()
20			()